

## 津軽広域水道企業団津軽事業部委託業務成績評定要領

制 定 令和 3年 9月10日

改 定 令和 3年11月30日

改 定 令和 4年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、津軽広域水道企業団津軽事業部の所掌する委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等及び技術者の適正な選定及び設計等委託業務の品質確保に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる委託業務（以下「委託業務」という。）は、次の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 測量作業共通仕様書に定める測量業務
- (2) 地質・土質調査共通仕様書に定める地質・土質調査業務
- (3) 用地調査等共通仕様書に定める用地調査等業務
- (4) 設計業務等共通仕様書に定める調査業務及び計画業務
- (5) 設計業務等共通仕様書に定める設計業務
- (6) 水道施設設計業務委託標準仕様書に定める設計業務
- (7) 青森県建築設計業務委託共通仕様書に定める設計業務
- (8) 成績評定審査基準に定められる単純調査業務
- (9) その他(1)から(8)に該当しない、橋梁定期点検業務、防雪柵定期点検業務、路面空洞化調査業務

2 評定は、委託料が300万円を超える委託業務について行う。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は津軽広域水道企業団専決代決規程第3条関係別表を準用して、津軽事業部長から指定された調査職員（以下「調査職員」という。）及び検査職員（以下「検査職員」という。）とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、委託業務ごと、調査職員は業務が完成したとき、完成検査職員は完成検査を実施したとき、評定者ごとに、青森県県土整備部「建設関連業務成績評定審査基準」又は「建築設計等業務成績評定審査基準」に基づき、厳正かつ的確に行うものとする。

2 評定の結果は、委託業務等成績評定表（第1号様式）、委託業務成績採点表（第2号様式）、委託業務成績採点の審査項目の審査項目別運用表（第3号様式）に記録するものとする。

3 複数の業務が混在する場合は、主たる業務の採点表により評定するものとする。

(評定表等の提出)

第5条 検査職員によって評定がなされたときは、調査職員は、遅滞なく、企業長に第4条第2項の評定に係る書類を提出するものとする。

(評定結果の通知)

第6条 企業長は、完成検査に合格したときは、遅滞なく、当該委託業務等の受注者に対して、評定の結果を津軽広域水道企業団津軽事業部委託業務成績評定通知要領（以下「通知要領」という。）に定めるところにより通知するものとする。

(説明請求等)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、通知を行った企業長に対して、通知要領に定めるところにより内容について説明を求めることができる。

2 企業長は、前項による説明を求められたときは、通知要領に定めるところにより回答す

るものとする。

(評定結果の公表)

第8条 評定の結果は、津軽広域水道企業団津軽事業部委託業務成績評定公表要領に定めるところにより公表するものとする。

附 則

この要領は、令和 3年10月 9日から令和 4年 3月31日までを試行期間として、本施行は、令和 4年 4月 1日からとする。

附 則

この要領は、令和 3年12月20日から令和 4年 3月31日までを試行期間として、本施行は、令和 4年 4月 1日からとする。

附 則

この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。